

院内掲示が義務付けられている手術実施件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

令和7年1月1日～令和7年12月31日

区分	区分名	件数
区分 1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ 黄斑下手術等	0
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	9
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分 2	ア 靱帯断裂形成手術等	10
	イ 水頭症手術等	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3
	エ 尿道形成手術等	3
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	97
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	57
区分 3	ア 上顎骨形成術等	1
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	42
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	3
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分 4	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	439
その他	ア 人工関節置換術	2
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	0
	経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	0
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	0
経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	0	

九州がんセンター 院長